

○宇都宮市上河内地域交流館条例施行規則

平成 19 年 3 月 5 日

規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市上河内地域交流館条例(平成 19 年条例第 22 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平 21 規則 38・一部改正)

(開館時間等)

第 2 条 地域交流館の開館時間は、午前 10 時から午後 9 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(平 21 規則 38・全改)

(休館日)

第 3 条 地域交流館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第 1 木曜日及び第 3 木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)

(2) 1 月 1 日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(平 21 規則 38・一部改正)

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により有料施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、温浴施設又は交流施設を使用しようとする者は、使用料を納付して、使用券の交付を受けなければならない。

(使用の許可)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の使用許可の申請について、適当と認めるときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第 6 条 使用者は、有料施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第 7 条 条例第 7 条第 4 項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料の免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(回数券の発行)

第 8 条 市長は、条例第 8 条第 4 項の規定により温浴施設について、回数券を発行するものとする。

2 前項の回数券の料金の金額は、別表に定めるとおりとする。

(平 21 規則 38・追加)

(原状回復の義務)

第 9 条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(平 21 規則 38・旧第 8 条繰下)

(遵守事項)

第 10 条 使用者は、施設の使用に当たっては、別に定める事項を遵守しなければならない。

(平 21 規則 38・旧第 9 条繰下)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第 11 条 条例第 10 条の規定により指定管理者に地域交流館の管理を行わせる場合における第 4 条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、同条第 1 項中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用許可申請書」とあるのは「利用許可申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、同条第 2 項中「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用券」とあるのは「利用券」とし、第 5 条の規定の適用については、同条の見出し中「使用」とあるのは「利用」とし、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」とし、第 6 条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可取消変更申請書」とあるのは「利用許可取消変更申請書」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第 7 条の規定の適用については、同条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条第 1 項中「条例第 7 条第 4 項」とあるのは「条例第 15 条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料免除申請書」とあるのは「利用料金免除申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第 8 条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第 9 条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、第 10 条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 指定管理者が利用料金として収受する条例第 8 条第 1 項の規定による回数券を発行する場合において、指定管理者は、別表によるもののほか、別に市長の承認を受けて、同条第 2 項の範囲内で回数券の料金の金額を定めることができる。

(平 21 規則 38・追加)

(様式)

第 12 条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平 21 規則 38・旧第 10 条繰下)

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平 21 規則 38・旧第 11 条繰下)

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 22 日規則第 38 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 8 条, 第 11 条関係)

(平 21 規則 38・追加)

区分 金額

11 回券

大浴場

(サウナ及び露天風呂を含む。)市内在住の 60 歳以上の者 4,500 円

中学生 3,500 円

小学生以下(家族同伴の乳幼児は無料。以下同じ。) 3,000 円

大人(市内在住の 60 歳以上の者, 中学生及び小学生以下を除くものをいう。以下同じ。) 5,000 円

砂風呂

(浴衣及び大浴場の使用料を含む。)市内在住の 60 歳以上の者 12,500 円

中学生 10,500 円

小学生以下 10,000 円

大人 13,000 円